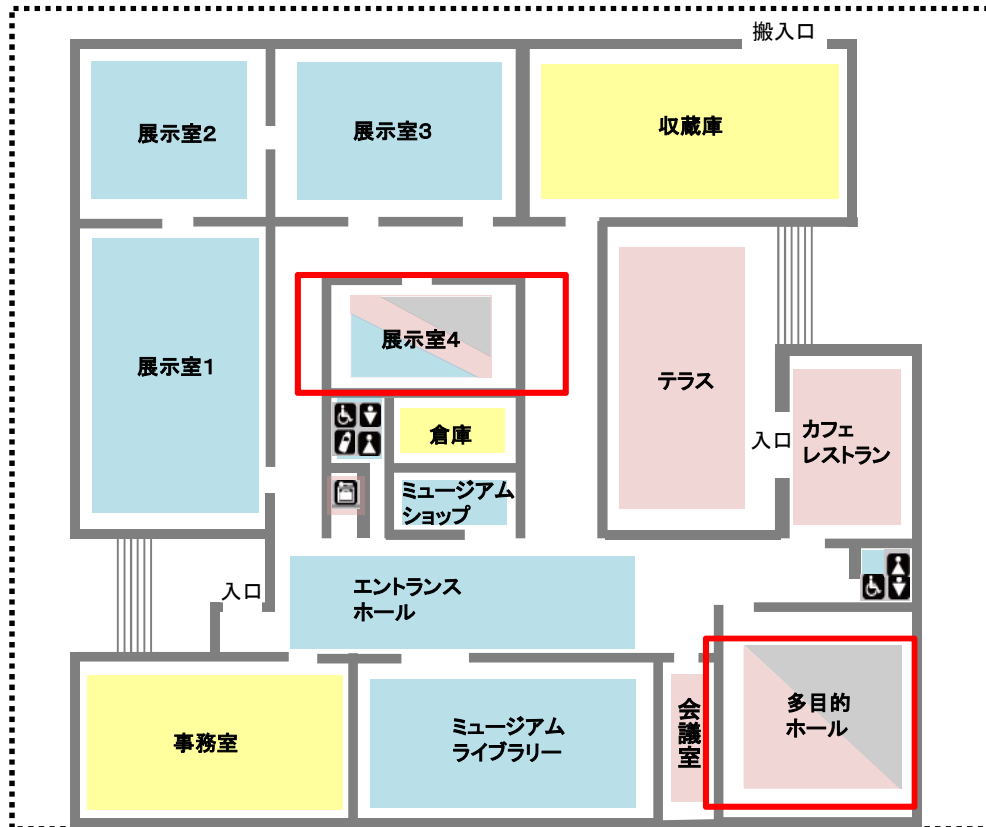


Q6について修正意見

【赤羽委員提出資料】

＜使用状況に応じた公の施設の使用権原イメージ図＞

※なお、設置目的の範囲内外については各地方公共団体の判断によることに留意が必要。



	運営権者自身が施設を使用するスペース (例:運営権者が事務室を利用)	公共施設等運営権実施契約だけで可能
	利用者が自由に使用するスペース (例:利用者が利用料金を払って展示室を観覧)	公共施設等運営権実施契約だけで可能
	運営権者が設置目的の範囲内で運営権者以外の団体・企業等に使用させる権利を設定し、当該団体等が使用するスペース (例1:多目的ホールを民間事業者が使用し、美術に関する講演会を実施。 例2:展示室を民間事業者が使用し美術展を実施。)	現段階では指定管理者制度の適用が必要(Q7参照)
	運営権者が設置目的の範囲外で運営権者以外の団体・企業等に使用させる権利を設定し、当該団体等が使用するスペース (例:民間事業者がカフェ・レストランにテナント入居)	PFI法第69条第6項に基づき、賃貸借契約等を締結することで転貸借が可能